

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北アルプス広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険事務は、システム設計及び事務の一部を外部業者に委託しているため、業者における情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。
------	--

## 評価実施機関名

北アルプス広域連合

## 公表日

平成27年5月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	北アルプス広域連合が、介護保険法及び北アルプス広域連合介護保険条例等に基づき実施する介護保険事業に関する事務であって、主務省令で定める事務 (主な事務の概要) ①申請及び届出に関する事務 ②被保険者の資格に関する事務 ③要介護認定に関する事務 ④保険料の賦課徴収に関する事務 ⑤保険給付に関する事務 ⑥介護給付費等対象サービスの指定に関する事務
③システムの名称	介護保険システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課・徴収台帳ファイル、収納情報ファイル、給付実績ファイル、宛名情報ファイル、口座情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 93,94の項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	介護福祉課
②所属長	介護福祉課長 上野 法之

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大田市大町1058番地33 大北福祉会館内 0261-22-7196
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	北アルプス広域連合 介護福祉課 長野県大田市大町1058番地33 大北福祉会館内 0261-22-7196
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる